

新	旧
<p>慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 2 月 19 日制定 平成 26 年 10 月 24 日改正 平成 27 年 6 月 16 日改正 <u>平成 29 年 3 月 10 日改正</u></p>	<p>慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 2 月 19 日制定 平成 26 年 10 月 24 日改正 平成 27 年 6 月 16 日改正</p>
1 現行どおりにつき省略	
<p>2 対象とする不正行為</p> <p>本ガイドラインは、義塾に対して申し立てられる次の行為（以下総称して、「不正行為」という。）をその対象とする。</p> <p>(1) 公的資金の不正使用（以下、「研究費不正」という。） 国、地方公共団体またはその外郭団体等から慶應義塾に配分される公的資金（以下、「公的資金」という。）の<u>故意若しくは重大な過失による</u>不正な使用または処理。</p> <p>(2) 次のア）からウ）のいずれかに該当する研究活動における不正行為<u>で、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもの</u>（以下、「研究不正」という。）</p> <p>ア) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。</p>	<p>2 対象とする不正行為</p> <p>本ガイドラインは、義塾に対して申し立てられる次の行為（以下総称して、「不正行為」という。）をその対象とする。<u>但し、過誤など故意に基づかない行為、意見の相違ならびに当該研究分野の一般的慣行にしたがって取り扱った行為は本ガイドラインが対象とする「不正行為」には該当しないものとする。</u></p> <p>(1) 公的資金の不正使用（以下、「研究費不正」という。） 国、地方公共団体またはその外郭団体等から慶應義塾に配分される公的資金（以下、「公的資金」という。）の不正な使用または処理。</p> <p>(2) 次のア）からウ）のいずれかに該当する研究活動における不正行為（以下、「研究不正」という。）</p> <p>ア) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること</p>
イ) ～ ウ) 現行どおりにつき省略	
<p>(3) その他</p> <p>同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどの<u>研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの</u>についても申し立ての対象とすることができる。</p>	<p>(3) その他</p> <p>同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどについても申し立ての対象とすることができる。</p>
3 ～ 18 現行どおりにつき省略	

<p>附則 本ガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 26 年 10 月 24 日） 本ガイドラインは、平成 26 年 10 月 24 日から施行する。</p> <p>附則（平成 27 年 6 月 16 日） 本ガイドライン 2 (1)に定める公的資金のほかに慶應義塾が管理する研究資金の不正使用については、同項に準じて取り扱うことを確認する。</p> <p><u>附則（平成 29 年 3 月 10 日）</u> <u>本ガイドラインは、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。</u></p>	<p>附則 本ガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 26 年 10 月 24 日） 本ガイドラインは、平成 26 年 10 月 24 日から施行する。</p> <p>附則（平成 27 年 6 月 16 日） 本ガイドライン 2 (1)に定める公的資金のほかに慶應義塾が管理する研究資金の不正使用については、同項に準じて取り扱うことを確認する。</p>
---	--